

伊達市告示第36号

伊達市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱を次のように定める。

平成25年3月26日

伊達市長 菊谷 秀吉

伊達市低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に基づき、伊達市長（以下「市長」という。）が行う低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定、変更の認定に係る審査事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することに配慮することとし、低炭素建築物の新築等をしようとする地域については都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の4第1項に規定する地区計画に適合するものであること。

(事前審査)

第3条 申請者は、市長に申請をする前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査（以下「調査機関審査」という。）又は、住宅の品質確保の促進に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関に低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、調査機関審査を依頼し、「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査適合証（以下「適合証」という。）」（様式第1号）の交付を受けるものとする。

2 前項に規定する適合証は、法第54条第1項第1号（エネルギーの使用の合理化等）に規定する認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。

- (1) 外皮性能基準
- (2) 一次エネルギー消費量の基準
- (3) その他の低炭素化に資する措置に関する基準

(事前届出等)

第4条 申請者は、市長に申請をする前に、第2条第2項に定める基準に規定している地区計画に定められている届出等の手続を完了しているものとする。

(認定申請)

第5条 申請者は、法第53条第1項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）第41条に規定する認定申請書を、市長に提出するものとする。

2 前項の申請に併せて法第54条第2項の申出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出しなければならない。

3 前項の申出に、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定を要する構造計算を含む場合には、構造計算適合性判定センターの判定を受けるものとする。

(認定申請に必要な図書)

第6条 申請者は、省令第41条に規定する図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。

(1) 第3条に規定する適合証

(2) 第2条第2項に規定する基準に適合することを確認するために必要な第4条の通知書等の写し又は届出書等(受付印等のあるもの)の写し

(認定の通知)

第7条 市長は、計画の認定をするときは、省令第43条第1項の規定により、申請者に認定通知書を交付するものとする。

(計画の変更申請)

第8条 申請者は、法第55条に規定する変更の認定の申請をするときは、省令第45条に規定する変更認定申請書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、第2条から前条までの規定を準用する。

(取下げ届)

第9条 申請者は、認定を受ける前に申請を取下げるときは、取下げ届(様式第2号)を、市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第10条 計画の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、認定低炭素建築物新築等計画の建築を取りやめるときは、取りやめ届(様式第3号)に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第11条 認定建築主は、認定を受けた計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定低炭素建築物新築等計画に従って建築工事が行われた旨を建築士が確認し、速やかに、工事完了報告書(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

2 法第56条により市長から報告を求められた認定建築主は、認定低炭素建築物状況報告書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第12条 市長は、認定又は変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、認定しない旨の通知書(様式第6号)を申請者に送付するものとする。

(改善命令)

第13条 市長は、法第57条の改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書(様式第7号)により行うものとする。

(認定の取消し)

第14条 市長は、法第58条の規定による認定の取消しは、市長が必要と認めるときに、認定取消通知書(様式第8号)により行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。